

# コンプライアンスの体制

## 1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけではなく、企業であれば社内の諸規程、さらには社会規範に至るすべてのルールについて遵守することを意味します。

団体・個人が経営行動を実践するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、このコンプライアンス重視が求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、社会的責任を含め、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、労働金庫は、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生で

きる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、コンプライアンスの重要性を経営の基本方針と位置付け、前述の「ろうきんの理念」とともに、「九州労働金庫倫理綱領」や「役職員倫理規程」、「反社会的勢力に対する基本方針」等を制定することにより、全役職員が遵守すべき事項を認識し、高い倫理観のもと態勢の確立を図り、健全性・適切性の確保に努めてまいります。

## 2 コンプライアンス体制

当金庫では、以下の体制によってコンプライアンスの徹底に努めています。

### (1) 代表理事の業務執行等にかかわる法令等遵守について

当金庫の理事および監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるか深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に参加しています。

また、監事は、理事会へ出席するとともに、定期的な監査により代表理事の業務執行をチェックしています。監事監査のチェック項目は多数ありますが、法令等遵守に関する事項としては、総会および理事会の運営が法令に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているか等が代表的なものです。

### (2) 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

①当金庫では、営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者が法令等遵守の指導を行うととも

に、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

②当金庫では、理事長の直接的な指揮下に、監査部を設置しています。この監査部が定期的に各営業店(本部各部を含む)に対して行う監査と、営業店(本部各部を含む)自らが行う自部店検査の二つを柱として、相互牽制が十分に働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。監査部監査と自部店検査は、多数のチェック項目に基づいて実施しています。

なお、法令等遵守態勢における監査については、コンプライアンス環境整備、確立状況のチェック等を実施しています。

### (3) 反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取り組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、反社会的勢力に対する基本方針を制定しています。

①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は一切行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

#### (4) その他の体制について

##### ①コンプライアンス委員会の設置

当金庫では、コンプライアンス全般の状況把握を行い、適切なコンプライアンスを実現するために、理事会直属の機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。このコンプライアンス委員会には、外部専門家である弁護士も委員として参加しています。

##### ②コンプライアンス統括部署の設置

当金庫では、コンプライアンスを統括する部署として、理事長の直接的な指揮下に、コンプライアンス統括部を設置しています。コンプライアンス統括部では、コンプライアンスにかかる具体的な活動プログラムを年度毎に作成し、各営業店(本部各部を含む)に対しコンプライアンスに関する指導やチェックを行っています。

また、役員をはじめ職員の階層別研修において、適宜コンプライアンス研修を行うことにより、全役職員にコンプライアンスの重要性の徹底に努めています。

##### ③コンプライアンス担当者の設置

当金庫では、各営業店(本部各部を含む)にコンプライアンス担当者(主担当者と副担当者の2名)をそれぞれ任命し、各店舗職員に対しコンプライアンスにかかる研修、相談、自部店での各種トラブル等に対応できるようにしています。また、コンプライアンス担当者は、自部店のコンプライアンス醸成状況等を、コンプライアンス統括部に対し、適宜または定例的に報告する仕組みをとっています。

### コンプライアンス体制図

2018年6月26日現在

